

総務大臣
原口一博様

要望書

平成21年12月21日

全国地域連携機構

政策提言『市民による市民のための地域再生に向けて』 を実行するための行動提案

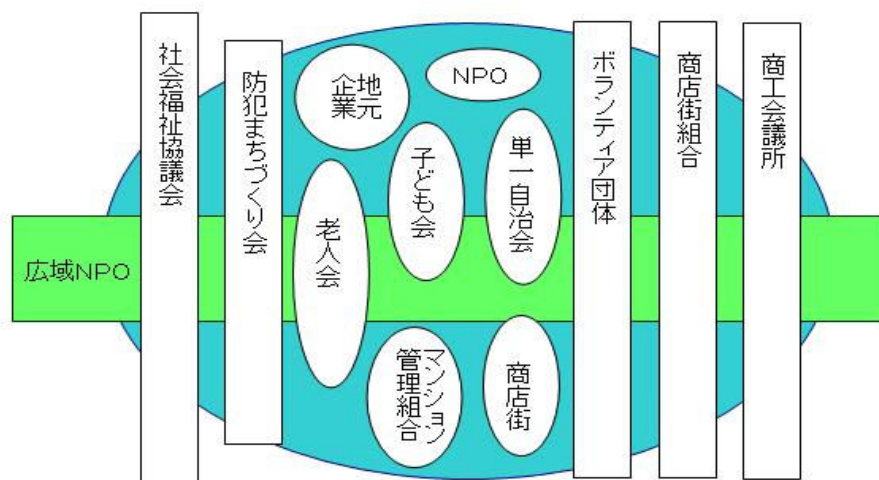
国家再生には、地域再生が必須である！
地域再生とは、地域が活性化することである。
地域が活性化するには、情報の浸透が必須である。
現場からの発信なくして、情報の地域浸透はない。

総務省の『新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書』においては、「新しい公共空間」の形成には、人材力を結集する必要があるとし、新しい仕組みとして「地域協働体」の構築推進を謳い、地縁団体それ自身が「地域協働体」に相当する役割を担うことも想定される、とあります。

であるならば、これまで受動的ではあったが全国に30万在るともいわれる広範な地縁組織“自治会・町内会“を、能動的な組織に活性化することが、地域再生に最も有効な方策であると考えます。

そのためには、市民の立場から先ず、地域住民への『新しい公共』に対する認識の啓発と、地域経営への参画意識を促す必要があります。

校区自治連合会現状・イメージ図



全国にある都道府県、市町の自治会連合会は、その事務局機能を自治体の地域部局(多くはその一課員)に依存し、結果として行政が便利使いし都合の良い下請けとなっている現状があります。

そこで『新しい公共』に対する認識の啓発と、特に市民に密接な生活情報を地域レベルで隈なく市民に周知させる一手段としての、市民の手による広報事務局(=広報紙発行、ホームページ発信など)を全国自治会とNPOが協働し立ち上げるのが全国地域連携機構です。

政府が掲げる“知る権利の保障”に立脚し考察すると、先ず、各省庁の広報予算が、大きくは①マスメディア②広報紙など紙媒体③ホームページ、に向けられています、

①マスメディアに、莫大な経費が投入されている地デジ周知広報を考えても、その経費自体が事業仕分けの対象でありましょう。

また、現状で本当に高齢者を中心に一人の情報難民も出ない、出さないといえるでしょうか？ その時になって基礎自治体の職員さんが独居老人宅をローラー訪問されるのでしょうか？

②広報紙など紙媒体においては各省庁、告知をそれぞれに展開(やむを得ないことですが)されており、役所の仕事が重複し経費も重複し、住民、高齢者、障害等弱者、消費者にとっても時間の無駄、非効率です。

③ホームページに掲載して事足れり、という面があり、情報開示のアリバイの感も否めない。ならば全世帯にPCを配置し、出前講習に出向く、というのも不可能です。

しかし、“知る権利の保障”を遂行しなければいけませんので、方法論として、ドアtoドアの地域住民行動が不可欠でありましょう。ですから、市民の手による広報手段も必要であると思います。

組織化された全国自治会連合会と行動力あるNPOをコーディネートし、両者が融合した協働体(全国地域連携機構)がダイナミックに地域活動を支援することが、明るい地域社会の再生をもたらす原動力となるものです。

是非とも、全国地域連携機構による、全国版の広報紙発行にご理解、ご支援をお願いいたします。

全国地域連携機構